



## 忘れずに行いましょう 浄化槽の保守点検、清掃、法定検査

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

浄化槽を設置して使っている人には、保守点検や清掃、法定検査が義務付けられています。

- 保守点検 点検や調整、修理、消毒剤の補給などを行うものです。専用の器具などが必要なため、保守点検業者に委託しましょう。
- 清掃 汚泥の引き抜きや機器類の洗浄などを年に1回以上(全ばつ気式は6カ月に1回以上)行わな

ければなりません。

町の許可業者 (有)中野衛生  
☎(232)0636

- 法定検査 保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかどうかを検査するもので、年に1回受検しなければなりません。熊本県浄化槽協会から送られてくる受検申し込みはがきで申し込んでください。



## 緑豊かなまちづくり 生垣の設置・壁面緑化費用の一部補助

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

### 補助金額

生垣の設置・壁面緑化に要した費用の3分の1以内(上限5万円)

### 補助対象事業・要件

- ①生垣の設置
  - ▼公衆用道路に面した部分に植栽し、総延長が5m以上であること
  - ▼外部から眺望できる高さが70cm以上であること
  - ▼植栽間隔は1m当たり2本以上であること
  - ▼生垣

に適した健全な樹木を植栽すること

### ②壁面緑化

- ▼公衆用道路に面した部分で外部から眺望できる塀や壁に沿って施工すること
- ▼総延長は5m以上であること
- ▼植栽間隔は1m当たり2本以上であること
- ▼壁面緑化に適した健全なつる性植物などを植栽すること



## 20歳の誓い 平成30年菊陽町成人式を開催します

生涯学習課 生涯学習係 ☎(232)4917

### 日時

1月7日(日) 午前9時30分  
(受付：午前9時～)

### 場所

菊陽町図書館ホール

### 対象者

新成人(平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ)

その他 式典の後、成人式実行委員会によるアトラクションを実施しますので奮ってご参加ください。



昨年の成人式の様子



## 災害に強いまちづくり 防災士養成講座を開催します

総務課 交通防災係 ☎(232)2111

### 期日

2月17日(土)、18日(日)、25日(日)  
※受講終了後、日本防災士機構による防災士認証試験が行われます。

### 場所

御代志市民センター(合志市)

### 受講資格

菊陽町に居住し、地域の防災活動や町の防災に関する施策などに積極的に協力できる人

### 募集定員

30人

■料金 教本代3千円、防災士認証試験受験料3千円、防災士認証登

録料5千円

※一定の条件を満たす場合は、全額補助します。

### 申込方法

町ホームページ・各町民センターなどにある申込書に記入し、総務課交通防災係に提出

### 申込期限

1月10日(水)

■その他 防災士になるには、消防署、日本赤十字社などが実施する救命救急の実技講習の履修が必要です。

## かきん 家禽や愛玩鶏を飼育している皆さんへ 高病原性鳥インフルエンザ ウイルスに注意

冬になると、高病原性鳥インフルエンザウイルスが渡り鳥によって日本に運ばれる可能性が高くなります。ウイルスは野鳥そのものや羽、ふんなどに含まれていることがあります。

次の点に気を付けて、大切な家禽や愛玩鶏を守りましょう。

### ①野鳥や野生動物と接触させない

- ・飼育小屋には金網や防鳥ネットを張り、野鳥や野生動物が侵入する隙間を無くす。
- ・飼育小屋の周囲に消石灰をまく。

### ②ウイルスを持ち込まない

- ・飼育小屋に出入りするときは、手や長靴などをしっかり消毒する。
- ・水やエサに、野鳥や野生動物そのものや、ふんなどが接触しないようにする。

### 問い合わせ

城北家畜保健衛生所  
☎0968(46)2075

## 労使紛争の解決に 「あっせん」をご利用ください

県労働委員会は、解雇や労働条件の変更など、労働者と事業主との間に起きたトラブルについて、自主解決が難しい場合に、話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。手続きは簡単で、秘密は厳守され、費用はかかりません。労働者だけでなく、事業主も利用できる制度です。

「話し合いが進まない」「早く解決したい」といった悩みをお持ちの場合は、気軽にご相談ください。



### 問い合わせ

県労働委員会事務局 ☎(333)2753

## 平成28年熊本地震で被災した皆さま 被災宅地復旧費用の一部を補助します

### 申請締切

平成30年2月28日(土)・日・祝日除く)

### 交付対象宅地

平成28年熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地(民間企業や団体などの社宅や寮は除く)

### 交付対象工事(調査・設計を含む)

宅地被害に対して原形に復旧することを基本とした以下の工事(構造基準を満たすものへの変更を含む)

- ・宅地のり面の復旧工事(旧擁壁の撤去・擁壁に関する排水施設設置工事を含む)
  - ・宅地擁壁の復旧・補修工事(ブロック塀やフェンスは対象外)
  - ・宅地の亀裂・ひび割れ・陥没の復旧工事
  - ・住宅基礎の傾斜修復工事(家屋の修理などは対象外)
- ※工事費が50万円に満たないものや、他の補助金の交付を受けたものなどは対象外です。



### 補助金額

補助対象経費から50万円を控除した金額の3分の2以内(上限633万円)  
(例) (工事費350万円-50万円) × 2/3  
=補助金額200万円

### 申し込み・問い合わせ

都市計画課 都市計画係  
☎(232)4927